

第35回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和2年12月9日（水）

開会 午前10時

○事務局（中野課長代理）

お待たせしました。定刻がまいりましたので、ただいまから第35回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課長代理中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席していただいております委員の皆様 委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

傍聴の方に申し上げます、お席にお配りさせていただいております傍聴要領に記載の通り、会議開催中は、お静かに傍聴の上、発言、拍手などの手法により意見をすることや携帯電話などの受信音を出さないことを定めております。傍聴者の遵守事項を必ず守っていただくよう、ご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

それでは開会に当りまして、大阪市環境局長 青野よりご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青野局長

おはようございます。環境局長の青野でございます。第35回の大阪市路上喫煙対策委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、皆様方におかれましては、何かと年末のご多用の中、また、新型コロナウイルス感染の第3波ということで、大変な状況の中でございますけれども、この委員会が開催できたことをまず感謝申し上げます。また、ご出席を賜りまして、本当に

ありがとうございます。

今日は、この中央区役所の会議室をお借りしまして、中央区の長堀通り地域、あるいは、こども本の森中之島周辺地域のこの2カ所の「路上喫煙禁止区域」の新たな指定につきまして、去る9月7日に諮問させていただいて、11月11日の委員会におきましてはパブリック・コメントの実施結果、あるいは禁止地区指定に当たっての啓発方法についてのご説明などを申し上げました。ご意見をいただいたその内容については、本日これまでの委員会の意を踏まえて事務局にて整理いたしております。答申案についてご説明を申し上げまして、各委員のご意見を賜りたいと思っております。

この間、改正健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例などが施行されています。受動喫煙に対する意識、社会情勢は大きく変化しております。過去平成19年4月に大阪市におけます路上喫煙の防止に関する条例を制定・施行以来、道路公共の場所での喫煙の防止・啓発、あるいは「たばこ市民マナー向上エリア制度」というものの活用、あるいは路上喫煙禁止地区指定エリアの拡大などの取り組みによりまして、環境局で毎年実施しております定点調査では市内における路上喫煙率は大幅に低下してきているというところではございます。しかしながら、こうした喫煙を取り巻く意識、社会情勢の変化などを見据えながら今後の路上喫煙対策を検討していく必要がますます高まっているのではないかと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日も活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理）

ありがとうございます。それではここで、委員皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順にご紹介させていただきます。

す。お名前のみご紹介とさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたしま
す。初めに、青木委員でございます。

○青木委員長

青木です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理）

小谷委員でございます。

○小谷委員

小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理）

近藤委員でございます。

○近藤委員

おはようございます。よろしくお願ひします。

○事務局（中野課長代理）

佐々木委員でございます。

○佐々木委員

佐々木です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理）

谷内委員でございます。

○谷内委員

谷内です。よろしくお願ひします。

○事務局（中野課長代理）

中野委員でございます。

○中野委員

中野です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理）

藤田委員でございます。

○藤田委員

藤田です。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、環境局長 青野でございます。

○青野環境局長

青野です。よろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

環境局事業部長 川島でございます。

○川島部長

川島でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

環境局事業部事業管理課長 西尾でございます。

○西尾事業管理課長

西尾でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

中央区役所まち魅力推進担当課長 谷口でございます。

○谷口課長

谷口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長 林でございます。

○林課長

林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理）

消防局予防部予防課長 橋本でございます。

○橋本課長

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(中野課長代理)

危機管理室については、今日は所用のため欠席となっております。

それでは青木委員長、ご挨拶の方よろしくお願いいたします。

○青木委員長

皆さま、おはようございます。今日は、本年度第3回目の委員会となります。先ほどご挨拶にもありましたとおり、今回は新しいエリアの諮問についての答申のまとめということになりますので、是非忌憚ないご意見を寄せていただきまして中身のある答申書にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局(中野課長代理)

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前にお手元にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。初めに本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に先ほどご覧いただきました委員名簿と本日の配席図でございます。次に資料と致しまして大阪市路上喫煙禁止地区の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域」）についての答申案でございます。次に前回の委員会においてご質問・ご意見がございました「政令都市における路上喫煙に関する条例について」の資料と「パブリック・コメントにおける意見集約」と書いた資料、それぞれ1枚物の資料でございます。更に参考資料としまして条例規則等をまとめたファイルと既に委員会で資料を配布いたしております路上喫煙禁止地区指定の新たな指定についてのA3の資料を挟み込んでございます。資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと

思います。委員長よろしくお願ひいたします。

○青木委員長

はい。それでは、議事を進めていきたいと思ひます。まず、今日のメインが答申書の議論・検討でございますが、前回の中で委員の皆様からいろいろご質問等も出て、事務局の方でいろいろ準備をいただいたものがありますので、まずそこから先にご報告をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○西尾事業管理課長

改めましておはようございます。環境局事業管理課長 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。失礼ですけれども着席させていただいて、ご説明させていただきます。

只今、委員長の方からご案内がありましたように前回の審議会の中でも活発なご議論をいただきまして、質問いただいてその場で回答できなかった部分がありましたので、本日答申案をお示しさせていただく前にその部分について調査なり確認した部分を報告させていただきたいと思っております。

前回、大きく分けましたら三点ほど質問ご意見があったと認識しております。

一点目でございますけれども、小谷委員から、各都市の過料の徴収状況なり加熱式たばこを過料徴収していない自治体の理由についてご質問があったかと思っております。

二点目ですけれども、中野委員から、パブリック・コメントの中で喫煙所の整備が無いから反対するというような状況・意見は無かったのか、との問いがございました。

三点目ですけれども、公募委員で今回ご就任いただきました近藤委員からですけれども、たばこ販売店において条例の趣旨等を周知して、マナー向上を進めたらどうかというご提案があったと認識しております。

一点目の小谷委員、二点目の中野委員からいただきました質問につきまして資料

をご用意させていただきました。近藤委員のご提案につきましては、後ほど口頭でご説明させていただきたいと考えております。

それでは、お手元にあります横書きの資料、「政令指定都市における路上喫煙に関する条例について」をご覧ください。政令指定都市 20 都市ございまして、(1)そのうち 18 都市において条例において罰則過料を設けている都市があります。この資料につきましては路上喫煙に関する過料徴收件数ということで各都市のホームページで公表されている部分で調べさせていただきました。黒四角■の部分の分類としまして、過料金額 1,000 円を実際に徴収している都市が 10 都市ございます。また過料金額 2,000 円として実際に徴収されている都市が 7 都市あるということで、過料金額の設定なしが 1 都市、これで 18 都市で、その下に※印で書いておりますように、過料を設けてない都市が 2 都市、仙台市と浜松市があるということで、大きくは 1,000 円 2,000 円で、設定なしという都市ということでございます。そうした中で、表の見方ですけれども、各都市の中では、令和元年度と 30 年度、2 年間の徴收件数を表記させていただいていまして、一番下のところに「条例上の過料額の規定」で、大阪市の場合は条例上も 1,000 円という規定がございまして、実際に徴収しているのが 1,000 円、札幌市の場合、条例上は 30,000 円以下徴収すると規定されている中で実際には 1,000 円徴収されているということで以下の範囲の中で制限というような対応をされていることで、その他の都市におきましても同様にこの表示をご覧いただけたらと思います。このように、一旦、数字を整理させていただいたのですけれども、件数だけを見れば、大阪市は他都市に比べて多いですけれども、これが何を意味するのかという部分についてはなかなか掘り起こし分析は難しいかなと思っております。言葉は悪いですけれども積極的に過料徴収した結果がこういうことになっているのか、望んではいませんけれどもマナーが他都市に比べて悪いので、結果として徴収する機会が多いのか、それとこうした取り組みによりまして各都市のいわゆる吸殻の散乱状況とか実際に吸われてい

る状況がどのようになっているかということについては、なかなかデータの的に分類できません。本市の場合は、定点調査を平成19年4月に条例が制定される前年度から同じ場所で開催しており、調査の場所が増えてきておりますけれども、当時25箇所程度だったのが、今は32箇所やったと思っておりますけれども、調査を実施する中で、平成18年度調査結果では喫煙率が1.8%くらいだったのが令和元年には0.19%と、十分の一になっているところです。この喫煙率は、歩行者数に対してその場所でたばこを吸われている方が何人いたかということで、毎年調査の歩行者数につきましては、60万人くらいがベースになっておりまして、それに対して現在では0.19%ということになりますので、千人程度となります。こうした定点調査を各都市でも実施され、それが公表されていれば、経年変化を比較できるかもしれません。多分大阪市のように低減されていると思うのですが、喫煙率が各都市どのくらいなのか、大阪の場合は0.19%ですが、過料徴収はしていないけれど、喫煙率が更に低いような状況にあるのかどうか。いや過料徴収が少ないから定点調査を見てもやはり喫煙率は高く留まっているなということ等、なかなか掘り下げることができないというのか、単なる数字の整理、条例上限金額と実際の徴収金額と過料徴収件数という分析に留まっており、恐縮ではございますが、現時点で掘んだデータというのは、このような状況になってございます。

(2)ですけれども、小谷委員からご質問のあった件です。加熱式たばこの流通が盛んになってくる中で、大阪市の場合、加熱式たばこを規制の対象としていませんが、禁止地域において加熱式たばこを喫煙されている方を指導員が目撃した場合は啓発に努めております。このエリアは路上喫煙禁止地域ですので、加熱式たばこであっても嗜まれる場合は、恐れ入りますが、喫煙所で嗜んでくださいというような誘導をかけている状況になっています。規制対象ではありませんが、啓発誘導をかけているのが大阪市の実態でございます。

一方、この(2)で整理させていただいておりますのが、加熱式たばこを条例上規制

対象としている都市が 20 都市中 4 都市あったということで、A 市、B 市におかれては、過料徴収の対象としていますが実際には啓発のみを実施していることで、その理由ですけれども※印で欄外に書かせていただいていますけど、加熱式たばこは性質上直接火が付いていないから、当面処分対象としないといった理由がありました。前回の委員会でもご説明させていただきましたけれども、大阪市においては、まだ加熱式たばこを対象としていませんけれども、元々条例制定時には、三つの着眼点のうち、街の美観という私ども環境局のテーマの部分として、たばこの吸い殻のポイ捨ての問題が非常に多くありました。一方で、そのたばこの火がこどもの目の高さとかポイ捨てすることによって火がついたままという状況、これは火傷とか火災の発生という安心・安全の観点で問題がある、それと当時はまだ受動喫煙という言葉があまりなかったと言うか、副流煙という言葉が記録に残っていたと思うのですけれども、今日的には受動喫煙という言葉で、健康被害の問題がありまして、加熱式たばこについては火がついていないという点では火事や火傷の心配はないなということをお話して、前回の委員会でも私の方から説明させて頂いて、加熱式たばこは、紙巻きたばこに比べて規制する対象の要素に当たらないということをお話させて頂きました。しかしながら、健康の関係と街の美化の関係では加熱式たばこを吸い終わった後のカートリッジがポイ捨てされていたりとか、たばこの蒸気がニコチンを含んでいるような状況がある中で健康の問題が全てゼロではないというようなこともお話しさせて頂いた上で、現時点では条例改正に至ってはおりません。条例に加熱式たばこを明記する場合には、議会の承認を受けないといけないということもご説明させて頂いたと思っております。長くなって申し訳ございません。A 市、B 市におかれましては、火が付いていないという理由で当面処分対象としていないというご回答をいただいております。また C 市におかれましては、そもそも過料を設けていないということで啓発のみ実施していますというご回答でした。D 市におかれては、過料適用するための区域

指定ができていないということで、大阪市でいう路上喫煙禁止地域を設けていないということが理由でした。加熱式たばこは、20 都市中 4 都市が対象とされておりますけれども、いずれの都市も実際には、啓発のみの指導を行っているという状況でございます。

続きまして、中野委員からご質問があったパブリック・コメントの中で、喫煙所の整備がないから反対といった意見はないのかという部分につきまして、次の縦型の資料でまとめさせていただきました。今回のパブリック・コメントの意見提出総数 44 通の中で延べ 97 件のご意見を賜りました。その中ではっきりと賛成だと表明されている意見が 14 件、はっきりと反対だと表明されている意見が 9 件ございまして、賛成意見の中の五つ目の部分「喫煙所の設置は廃止してほしい」というご意見、それとその二つ下の部分で「公共の喫煙所の整備が必要」というご意見、14 件の賛成意見の中で、喫煙所に関わって 2 件のご意見がありました。禁止地域を設定するのは賛成するが喫煙所はいらないのではないかという意見と、反対に禁止地域は賛成するが喫煙所の整備は必要という意見が寄せられているところで

す。

反対意見は 9 件ですけれども、内容を見ますと、全てが喫煙所、場所についてのご意見であったということで、前回中野委員からの質問の部分につきましては反対意見については喫煙所の整備について、総じて求めるというのでしょうか、増やす必要があるというのか、これまでの禁止地域において、まだ整備できていないところもあるからしっかりと対応していくべきだというご意見があったということで、読み取りますと、喫煙場所がないと反対するというので、できておれば賛成に変わっていた可能性があるのかもしれないと考えておるところでございます。

以上、雑駁ですけれども、資料の説明は以上でございます。

三点目ですけれども、近藤委員から啓発の新たな手法ということで、たばこ販売店で条例の趣旨を周知して、マナー向上に向けた取り組みをしてはどうかというご

提案でして、このご提案は非常に斬新に感じまして、たばこ商組合の方にご相談させていただきました。11月20日にですね、南部たばこ商組合に、元々、本委員会でも副理事長さんや理事長さんが委員にご就任いただいていた関係もありまして、ご相談させていただきました。路上喫煙禁止地区の関係、「このエリアは禁止地区ですよ」といった啓発ポスターなり、ビラ、あるいは条例の趣旨、マナー、公共の場所での喫煙については控えるようご協力くださいといったものを、たばこ店の軒先や入口、あるいは自動販売機のところに掲示させていただけないかということでご相談させていただきました。協力していただけるというご回答をいただいております。今後、南部地域だけではなく北部地域なり、堺地区のたばこ商組合の方にもお声掛けいただけるということで、市内全域での啓発をたばこ商組合としてご協力いただけるのご返事をいただいたところです。

その他、たばこ屋さん以外ですけれども、コンビニにおける啓発について、日本フランチャイズチェーン協会の方にもお声掛けさせていただきました。コンビニ部会というのがございまして、そちらにおいても、大阪市から要請があったということで一度、諮ってみようかということで、今の段階でのご回答をいただいているところです。現時点では、まだ相談できておりませんが、スーパーについても、今後チェーンストア協会へ相談していきたいと考えておるところです。後先が逆になりましたが、たばこの販売割合ですけれども、コンビニエンスストアが60%、たばこ屋さんが20%、スーパーが10%、その他が10%という状況です。その他というのはお店屋さん、喫茶店とか飲食店ですけれども、コンビニがやはり多い状況になってございます。

雑駁ですけれども資料に基づく説明二点と口頭で恐縮でしたけれども新たな啓発の手法についてのご提案に対する現在の対応状況をご説明させていただきました。以上でございます。

続きまして答申案の方も説明させていただいてよろしいでしょうか。

○青木委員長

はい、お願いいたします。

○西尾事業管理課長

そうしましたら、お手元、答申案の表題を読ませていただきます。

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域」について（答申）（案）でございます。

まず一点目ですけれども、結論を先に書いておりますけれども、一点目はじめの部分、ここにおきましては条例制定からこれまでの禁止地区の指定、過料徴収の開始、マナーエリア制度の創設など路上喫煙対策の取り組み及び今回の諮問意義について触れております。

二点目、次のページ、禁止地区の指定についてでございますけれども、今回の禁止地区指定に係るプロセス並びに禁止地区そのものが、これまでの当委員会答申に合致していることを確認させていただいております。

次のページに参ります。三点目でございますが、禁止地区、区域、範囲についてでございますが、中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域が明確性が確保された地域であることを確認しております。

四点目でございますが、啓発についてですけれども、この間の当委員会での答申内容及び諮問後の意見が反映された内容となっていることを確認し、禁止地区の周知やマナーモラル向上のため様々な手法による啓発を積極的に検討することを進めることについて言及しております。

次のページに参ります。五点目の喫煙所、喫煙設備についてでございますけれども、この間の当委員会での答申内容や厚生労働省の屋外分煙施設の技術的留意事項に準拠したものであることを言及しております。

最後のページですけれども、六点目その他ということで、より一層の喫煙対策について、時宜にかなった検証や見直しについて触れさせていただき、答申のまと

めとさせていただきます。

いずれにつきましても、この間の当委員会でのご議論を反映し、作成しております。委員の皆様方の率直なご意見をいただきたく存じますので、よろしくご審議くださいますようお願い致します。宜しくお願い致します。

○青木委員長

はい、ありがとうございました。では、前半の三つの点につきましてご回答いただいたことについて、何か補足でのご質問等ございませんでしょうか。それぞれの先生方よろしいですか。はい、谷内さんよろしく申し上げます。

○谷内委員

大阪市はたぶん取り締まりがきちんとされているということで、過料徴收件数が増えているかと思うのですが、政令指定都市ではないのですが、東京都のデータがどのようになっているのかが少し気になりまして、もし分かるようでしたら、少し教えていただきたいなということと、あと実際に徴収している過料が 1,000 円であったとしても看板などに 30,000 円とか 20,000 円とか高額の金額が書いてあると、ひょっとしたら抑止効果があるのではないかという気がしまして、それを今の段階では調査しようが無いのですが、そういった心理面での影響というのも考えていく必要があるかなと思いました。

○青木委員長

はい。ありがとうございます。東京都について何かお分かりですか。

○西尾事業管理課長

東京都全体という事ではなくて、特別区となっていますので、そうした中で全ての区のデータを頭に入れてないのですけれど、全域を禁止地域としているのが千代田区だったと思うのですけれど、過料の徴收件数そのものはそんなに多くなかったような記憶がございます。いろいろ比較のデータを見る中で、大阪市の 4,000 件というのは非常に突出して高かったのかなと思っていまして、千代田区おかれ

ては定期的に月一回程度の頻度で行政職員による啓発活動をとられているのが、本市と違うところという認識を持っているのですが、過料徴収件数そのものはそんなに多くなかったように思います。すみません。また、今回、答申案ということですが、次回の時に東京における特別区の状況についても調査させていただきます。すみません、今回の答申案を最終的にまとめる時に間に合わせるようにちょっと調べてみますので、お預かりさせて下さい。申し訳ございません。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。表示による抑止効果というのはちょっと測定のしようが今のところないのでしょうか。もし何かそのような調査があるようでしたら教えて下さい。

では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員

感想めいたことで恐縮ですが、お調べいただきありがとうございました。先ほどのご意見にも沿うところですが、千代田区をはじめとして東京都の特別区が割とこの路上規制について先行していたと思いますので、それだけの積み重ねもありますので、その辺の調査も深めて大阪市の政策について反映できればなど感じております。

それからですね、この数字をどのように評価すればよいのかというのは本当に難しいなと思うのですが、答申案の最後にもありましたが、元々は危険とかについて路上喫煙については迷惑防止じゃないですけど、そういうことと健康被害とポイ捨てという三点ではありますが、時流の変化から若干規制を少し抑止していくような全体的な雰囲気があると思いますので、そういう面ではこの積極的な過料徴収が積極的という事なのかは分かりませんが、ひとつ大阪市の姿勢を示しているのかなと思います。

一方で、バランスをもって政策を実施していく必要があるという点ではこのよ

うな高い数字を示している一方で、喫煙場所の設置等ですね、喫煙者の方の権利にどのように配慮するかというところもバランス良くまた示していくということが必要かなと思いました。それから過料の金額については、先ほどのご意見でもそれをどのように評価するか難しいところですが、過料を設けてない都市もありだということを今回初めて知りまして、金額の妥当性についても一応お金を徴収するという点では、やはり検討は常にしていくべきなのかなと感じております。また過料の金額というよりも徴収金額ですね、全体の金額というよりも例えば定点調査による喫煙率の低下とかそういったところが多少参考になる数字かなとも思いますので、過料を設けていない場合も含めてどのような違いがあるのかというところはもう一つ参考になるところかなと思います。後、加熱式たばこについてはやはりまだ議論がちょっと成熟していないということが今回のご説明で感じましたので、様々なお声が市民の方からもあるところですので、また今後とも議論状況を把握しながら対策に努めていければ良いのかと感じました。感想めいて失礼いたしました。

○青木委員長

ありがとうございました。その他の委員の先生方、よろしいですか。如何ですか。中野委員お願いします。

○中野委員

路上喫煙のこの件数はいろんな要因があると思いますので、先ほど皆さんがおっしゃったような過料の規定の金額の大きさとか、それから喫煙所の数、それから喫煙所の今どこで喫煙できるかというPR不足とかPRのあり方とかですね、その辺で事実誤認で、吸ってしまっていたとかそんなこともあると思いますし、いろいろ要件があると思いますので、他市の例も見ながらですね、本来はこの4,000件がもうちょっと少なくなればいいと思いますので、そのような感じで取り組んでいただきたいなと思います。今ちょっと見たら千代田区は4,000件ありましたね、

1年間で。

○青木委員長

エリアがすべてということもありますね。ありがとうございました。他よろしいですか。

それでは、本体の答申書の中身についての議論に移っていきたいと思います。今回の答申は先ほどご説明ありましたが、前回までのパブリック・コメントをめぐる議論とかこの委員の皆さんから出された意見も反映しながらまとめていただいたという事務局案になっておりますが、見ていただきまして、方向としては今回指定をするということが適切であるという意見になっていることと、それからその中でそれぞれの検討項目ごとにこういった意見でいいか、あるいはそれぞれもう少し自分の方ではこういう意見も取り入れて欲しいということもあるかもしれませんので、是非活発にそれぞれ委員の先生からご意見をいただければと思いますが、いかがでございましょう。どなたからでも結構ですのでお願い致します。はい、近藤委員、お願いします。

○近藤委員

5番ですか。喫煙所の整備について、私の意見を述べさせていただきたいと思えます。先程ですね、過料徴収件数が大阪市が非常に多いということなんですけども、それに対して大阪の人がマナーが悪いとか過料を徹底してるからこういう数字が出たというご報告だったと思うんですけども、これは単純にこの数字だけを見ると喫煙場所が少ないんじゃないかというのも当然一つ考察されることと、それからやっぱり禁止地区であることを知らなかったのではないかと思います。前回のこの委員会で私個人の経験もお話しさせていただいたんですが、私も実は捕まったことありまして。禁止地区であることを知らなかったんです。知らなかったから、なんでやねんとか、それで喧嘩まではしてないですけど、問答があつてですね、結局払わずに済ませてもらったんですけども、そういう人もいるとですね、こ

れの10倍ぐらいいるんじゃないかと思うんですよね。結局、そのたばこが善か悪かという神学論争をしていると議論が尽きないというか延々となってしまうので、やはり、マナー良く路上喫煙を減らしていくという命題をどうするかということになると、例えばですけども、僕、中之島の方はちょっとよくわからないけども、この長堀通りはすぐ近くの事務所で勤務しておりますので分かるんですけども、だいたい長堀通り界隈に事業所が何件あって従業員が何人いて、そこに出入している仕事する人が何人いて、そこに買い物来る人が何人いて、それが全体で1万人なんか5万人なんかは、わからないですけども、それを喫煙者が例えば15%か20%と仮定して、一番吸いたくなるのは多分お昼ご飯終わったとか夕食とかあるんですけども、そういう数字を出してみるとですね、そういう数字に対して、どうしても喫煙所が足りないんじゃないか、オーバーフロー、溢れてるんじゃないかということに結論になったとしたらですね、やっぱり増やす方向にエネルギーを注いでいただいた方が建設的な意見になる方向に行くかと僕は思います。

○青木委員長

ありがとうございます。具体的にこの5番でそのあたりについてはどうでしょうかね。少しここら辺をもうちょっと強調して欲しいという意見はございますか。書きぶりとかは特にこの表現とかですね。

○近藤委員

表現はこれで。

○青木委員長

表現はこれでいいですけど、実際のやり方として今みたいなよりリアルな数字を出してみてもいいかな。

○近藤委員

そうですね。

○青木委員長

こういう実証的な喫煙のニーズを測ってみたいと、こういう必要があるんじゃないかというご意見ですね。

○近藤委員

そうですね。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様、如何でしょうか。是非それぞれお出しいただければと。はい、藤田委員、よろしくお願いします。

○藤田委員

すみません。失礼します。中央公会堂までは行ったことはあるんですけども、こども本の森ところまでは行ったことがなくて、先日ちょっと歩いて行ってきました。最終、喫煙所まで行って見たんです。どんな気持ちなんかなと思って。自分は喫煙者ではないのですが、歩いてはみたのですけれども、ひとつだけちょっと気になったのが、こちらの方、景観をすごく大事にして看板とかそういった禁止地域ですよと、そういったのをおとなし目の表示ですということでお話を伺ったかと思いますが、そうしてしまうと、本当に分かりにくくなってしまわないかと、何のためにここを禁止地域ですよと言っているのかが弱くなるかなと思いました。高低差がありまして、川の方が下になっているんです。段差というか、すごくいい所なんですよ。川の方に行くとか下がっているんで、周りから見えないのですよ。だからこそ吸うんやろうなど。私、自分だったらたぶん、川の方に行って吸うかなと。そうすると、やっぱりそういうところを調査して、ここは溜まりそうだなとかそういったのを見て、看板を設置していただきたい。あまり子供たちに目につかないところがたぶんそういった溜まり場になるんじゃないかと気にしてるところですけど、そこには思いっきり禁止ですよと赤でバーンと貼っていただきたいなというところがあります。こども本の森側の橋が横の方にあると思うんですけど、その出入口にも看板をつけるとおっしゃられたと思うんですけど、いまもう

場所を決められているのですか。こっちの場所とか、こっちの場所とか。

○西尾事業管理課長

失礼します。看板そのものは中に入った所にはエリアの中にはなかなか認められないと思っているのですけれど、こども本の森が面しております堺筋の入口の所に看板表示ができないかと。入口の部分に大きな路面シートを貼れないかということと、エリアの中に入った段階で路面シートをどうかということ協議は進めているところなんですけども。景観の関係がある中で看板というのは設置しない方針ということを知っているんです。エリアに入りましたら。すいません。そういう状況の中で前回ご説明させていただいて、現時点でもそういう形で、まだあの具体的な設置場所については完全に了解を取れている状況ではないんですけれども。

○藤田委員

できればあの川の方、両サイドですね。思いっきりわかるようにここで吸ったらあかんねんというのを皆さんにちゃんと分かるようにそういう看板作りをしていただきたいなと私は思いました。

○西尾事業管理課長

ご提案の趣旨を踏まえまして、関係先に働きかけてまいりますので、受け止めてしっかりと出来ることをちゃんとやっていきます。

○藤田委員

喫煙所なんですけれども、やっぱりすごく遠いんですね。その日、私は運動靴を履いてたので、結構すたすた歩いてたんですけれども、やっぱりここまでして吸わなあかと、やっぱりしんどいなーって、橋渡って信号を渡ってとなるので、やはり、喫煙所をしっかり設けた上で、私が前回から言っているように煙が漏れないっというかそういう副流煙の心配がないような施設作りをした上でやって行かないと駄目なのかなーって。喫煙者と非喫煙者が共存していかないとダメなので、その

辺の権利とか、パブリック・コメントにも書いてありますけれども、皆さんいろいろ権利を持っているわけで、そこをずっと言い続けてしまうと、もうどうしようもなくなってくると思うのですね。やはり、しっかりと行政がそのへんを作って、していただけないと本当に堂々巡りになると思うので、そこは本当に何とかしていただきたい。人と人がいがみ合いたくないので、しっかりとやっていただきたいなと、進めていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○青木委員長

ありがとうございます。前回の資料で、今日お持ちじゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、新設検討場所って星印6ヶ所、このこども本の森にはあるんですけどそこは何かつけれるんですか。

○西尾事業管理課長

前回お示しさせていただいたところについては、関係先とはこちらの方から原案を出させていただきまして、検討するという状況になっていますので、最終的にこちらの企画物、色合いとかいろんな制限もこの地域にはあると聞いてますので、提出する中で最終的に認められるかどうか決定されるということで今の段階ではその最終回答得てませんので申し訳ございません。

○青木委員長

見込みとしては置ける見込みですか。

○西尾事業管理課長

大丈夫だとは思いますが、ただ全ての箇所におけるかどうか、たった6ヶ所ではございますけれどもそのうち間引かれる要素もあるやもしれませんし、あの6ヶ所は最低限設置できるような方向で調整、交渉を進めていきたいなと考えております。

○青木委員長

今の藤田委員のご意見によれば、川に入っていくところの東洋陶磁美術館の北

側の角は絶対だと思いますし、それから堺筋に面して三ヶ所予定されているところも大事かと思しますので、そこは調整をしっかりとお願いしたいと思います。

ここら辺をよく使う者の雑感としては、サラリーマンの皆さんはこの下の土佐堀通りの間におられて、昼休みもそのあたりでご飯を食べられるので、なかなか堂島公園まで行くっていうのはないですが、一方でこのこども本の森のエリアはあまり通らないというのもあるので、そこら辺はその人口動態、その昼間ですね、人の流れから言うところら辺で元々吸っていた人がどのくらい吸えなくなるかというのが、ちょっとあるかなというのもございますね。感想ですけど。喫煙場所については、堂島の喫煙設備は、密閉式に近いものをご予定されてるんですかね。それはそういう方向ですか。

○西尾事業管理課長

はい。

○青木委員長

はい、ありがとうございました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。藤田委員、それについては何か今回の答申書の中で、もうちょっと何か表現上、強調して欲しいみたいな点はございますか。今のは啓発の辺りとか喫煙場所の4番とか5番に関わるのかなとも思いますけれども。

○藤田委員

できれば箱物を作るというふうに宣言していただきたいのですが、それはかなりハードルが高いということなので。

○青木委員長

建物に当たるようなものは、制限があるというのは前回にご説明がありまして、場所による訳ですね。設置する場所。もう1回そこをご説明いただけますか。

○西尾事業管理課長

はい、今の部分でございますが、5ページのところ、最後の5番のところなんで

すけれども、前回この場におきまして、その場所毎の、許認可権限を持っているところの基準に対しては、できることは、可能な限りやっていきたいということで、そのできることの中身については、厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」を準拠し、密閉型がやはり望ましいと思います。一方で、密閉型ができない場合については、パーティションの高さが2 m以上3 mくらいが適切という事もありますし、入口部分にクランクを設けて簡単に煙が外に流れないような施設が望ましいということでこれをしっかりと対応していくという事で。望ましいのは、これまでの当委員会のご提言で本日もありましたけれども、密閉型が望ましいというご意見ですけれども、道路上に密閉型の屋根のついているものは認めてもらえない大阪市建設局の基準となっておりますので、基準がある中で、どの場所に設備を設置するスペースを確保できるか、その中で最大限できることをやっていきたい。整備するにあたっては、国の技術的留意事項に準拠した対応をさせていただくという事で、今回表記させていただいたところでして、ご指摘の部分では、密閉型が望ましいという事があると思いますけれども、申し訳ございません、そうした許認可基準の中でできることとできないこと、これがございますので、現時点では、答申案のなかでは、こうした表現でなんとかご理解を戴きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○青木委員長

はい。ありがとうございます。では、谷口委員、お願いいたします。

○谷内委員

私も、この喫煙所については、もう少し強めに書いていただいた方がいいなと思っていたのですが、今のご回答で最大限書いてこの書きぶりになるというご返事だったので、実際の運用をする際に密閉型をできるだけ目指して副流煙が漏れないような設備を設置していただきたいなと思います。

あと、細かいことなんですけど、最後の6のその他のところに「改正健康増進法や」

というところがありまして、ちょっと健康増進法を詳しく私は知っているわけではないんですけど、おそらく受動喫煙だけではなくて喫煙そのものもできるだけ減らしていきましようという動きがあるのかなと思うんですけど。そのあたりどうなんでしょうか。今、喫煙している方に対して喫煙所を設けるってことも重要ですけど、できるだけ喫煙から禁煙の動きっていうのも必要かなと思ってまして、そのあたりについて少し触れても良いのかなと思います。4の啓発ですとかも喫煙所のPRの辺りにおいても、できればマナーを守った喫煙だけではなくて健康にいい大阪ということで、できるだけ禁煙であったり、そういった働きかけをしてもいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○林受動喫煙防止対策担当課長

はい、すいません。健康局の方から少し説明をさせていただきます。元々健康増進法ですので喫煙と言いますか、生活習慣病なくそうとか検診を受けましようとか健康に留意して生活をしていくということが趣旨の法律であります。この改正健康増進法っていうのは何が改正されたかというのと、望まない受動喫煙をなくしましよう。喫煙は本来の健康に悪くって、がんの原因の一番になりますよっていうことなので、そこは今まで通り取り組みもしているんですけども、この改正されたところというのは、本人さんだけの喫煙が害があるのではなくって、受動喫煙というのも年間で15,000人の方が亡くなってるよ、ということで受動喫煙にも害があるということですのでこの受動喫煙をなくしていくというのが趣旨です。あの法律の規制のかかるところが屋内の喫煙に対して規制がかかっておりまして、今年の4月からですけども、屋内が原則全面禁煙という形になってます。ただ屋外はこの法律自体では屋外で喫煙するということは規制されてはいないんですけども、ただ受動喫煙をなくそうというのが趣旨ですので、この受動喫煙、屋外でもあるという認識で屋外であっても屋内であっても喫煙の際には周囲の状況に十分配慮しましようというのがこの法律の改正されたところになっています。あと、啓発について

ですけれども、屋内は今も言いましたけれども規制がございますので、そこは罰則罰金がかかってきますよってということで、規制をきっちりと説明の方させていただくことができるのですが、屋外は配慮義務だけになりますので 配慮義務にもちゃんと啓発の方はさせて頂いておりますので、健康局としては、ポスターの掲示のご協力をいただいたり、コンビニさんであるとか、事業所、公園さんという形で色々の活動はさせて頂いております。建設局さんとも一緒に啓発できるところは啓発の方と一緒にさせて頂いておりますので、今回もしこの地域、禁止地域で張り紙をする看板とかを付ける際にですね、健康被害の内容でもし調整ができるのであれば、そこは今後の課題ではないかなと思っていますので。

○青木委員長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、他の委員の皆様、如何でしょうか。はい、では、中野委員、お願いいたします。

○中野委員

細かいところもあるんですけども、まずこの委員会の求められていることですけれども、条例に基づいて設置されていて、改めて条例を見てみると、路上喫煙が火のついたたばこを持って危ないとか、路上喫煙による安全が脅かされたり、そのようなものを条例では市民の安心・安全、快適な生活環境、これを確保する目的で、そのために禁止区域を決めるのに市長からの諮問を受けてですね、どこを路上禁止区域にするかというのを答申しましょうというのが求められていましてですね、その観点でこの委員会の責務というのがあると思うので、そこを離れるような議論もちょっと出ているような気がしております。この答申の中でも、6番のその他のところですかね、この条例はですねこの火のついたタバコで生じる火傷や火災の防止とか主に健康被害の防止、更に吸い殻のポイ捨て防止という三つの観点から設けられたと書いていただいているんですけど、私の理解でも 2 番目の副流煙による健康被害の防止の元々そういう観点があつたとは認識してなかったんです

けど、そういうことで私の認識は間違ってたのかなというの、ちょっと確認させていただきたいのが、一つあります。それとですね、細かいところから言いますと、やっぱり都市が多様性を求められて、いろんな人それぞれが認識を分かち合いながら一緒に仲良くしましょう。外から来る人も中で住んでる人も万博を控えてもそういうことだと思うのですね。ルールをわきまえて皆さんやりましょうというのがこの趣旨だと思うのですけども、1 ページに書いていますように国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るとかですね、こういうことも禁止区域を指定することで重要な要素のひとつかなと思っています。細かいですけど、2 ページ目の下から 10 行目「今回の禁止地区である中央区長堀通り地域はこれまでから」って書いてますけど、「から」いらんのちゃうかなと思います。それから 2 ページ目の下のところですね。中之島周辺地域は、一番下に「多くの市民や観光客が訪れる、非常ににぎわいが期待される地域」だと書いておられながら次のページに行くと「乗降客数は 1 日 57 万人を超え、市内でも非常ににぎわいのある地域である」と、もう今現在、にぎわいのある地域だと言い切ってはるんですね、この辺、文脈をちょっと変えていただいた方がいいかと思うので、実態から言う長堀りのところはにぎわいのある地域ですけども、今回の指定の中之島公園とかはちょっとどうかなというところがあるので、ふたつめのとこなんかは事実認識だけでいいんじゃないかなというふうに思いました。57 万人を超えていますとか。

それから 5 ページの上のところですけども、先ほど、近藤委員もおっしゃていましたけど、喫煙所の整備とか、喫煙所がここにあるとか、そういうことをこれからちょっとインバウンドが止まっていますけど、また復活して来るとですね、そういうことでトラブルになったりすることも避ける必要があると思いますので、インバウンドにもわかりやすい表示が必要だということもここは十分に書いていただいた方がいいのではないかなと思います。大阪はそういう事でいろんな人を受け入れてますよと、受け入れてマナーをもってやっているところですよと、いうこ

とを打ち出した方が良いのではないかなと思います。それから同じページの下のところですけども、「大阪市においても路上喫煙対策と受動喫煙対策の関係局が連携を密にし」と書いていただいているんですけど、今、受動喫煙の問題がすごく大きくなって来て、このように新たに書かれたのかなと思っているんですが、わざわざこの委員会で内部でちゃんとしっかりやっってくださいよと言わなあかんのかなというのちょっと違和感があるんですが、という辺が私の感想です。もうひとつ、同じページの上のところ「周辺を通行する人にも十分配慮がなされたものであることを強く求める」と書いてあるんですが、強くまでいえるのかなというのちょっと違和感を感じたところです。私が言いたいところは以上です。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。最初の趣旨の点について、西尾課長の方から。

○西尾事業管理課長

ただいまご指摘があった部分ですけども、趣旨につきましてはですね、5ページの6番その他の所になるんですけども、条例の目的趣旨なんですけども、安心・安全の関係、健康の関係、まちの美化の対策ということでありまして、条例の条文の中にはここまではっきりと明記はしてないんですけども、ずっと条例制定の当初から当委員会の中での趣旨目的という形でずっとご説明させていただいていた項目でして、本日も僕触れたと思うんですけども、とにかく当時はポイ捨てがひどかったということで、たばこの吸殻対策として私共環境局が事務局を担当することになりまして、当初から安心・安全の関係で子供の目の高さに来る歩きたばこが大変危険ということもこれが一番、安心・安全が大事やというご意見もある中で、当時から消防局なり危機管理室のご参加いただいております。併せて広聴事項の中で健康の問題、当時、副流煙という言葉が主流だったと思います。流れてくる煙がたばこを吸わない人にも影響される健康の問題、ここがあったので三つの観点から健康局も入っていただく、4局が当初から条例設立に向けて協議やっ

た上で条例制定して、併せて禁止区域の制定や指定について諮問させていただく中で、禁止区域を啓発効果によって周知するという観点から御堂筋を禁止区域にするようなご議論も当委員会でやっていただきました。当初から事務局としましては、環境局、健康局、消防局、危機管理室、この4局の中で取り組みを進めてきたので、ここの部分につきましては、これまでも答申としてまとめた中にも表記がある部分でしたので、同じような形で条例の趣旨目的を謳わせていただいたところですが、尚、今日的に副流煙による健康被害の防止というよりもストレートに伝えさせていただくのであれば、受動喫煙による健康被害の防止という方がわかりやすいかなと思ったりして、委員の皆様にご意見をいただく中で、設置目的・趣旨についての3項目は書かせていただきたいと思っておりますけれども、この表現的に副流煙というのが今日的になじまないというようなことでありましたら、受動喫煙によるということを変えさせていくことでご意見いただけたら、ありがたいと存じます。

それと中野委員からありました「にぎわいが期待される」に対して「にぎわいがある」ということでちょっと被っている、反対の表現というご指摘です。2ページ一番下にあって中之島の周辺の地域は歩行者空間化の整備が行われるなど、今後、非常ににぎわいが期待される地域であるということになってはいますが、次のページのところで長堀通りも含めた両地域ともに複数の交通機関が乗り入れる観光拠点となるエリアであり、両地域の乗降客数は1日57万人を超え、市内でも非常ににぎわいのある地域であるということで、文章の流れとしてにぎわいが期待されると言いながら、既になっていますよというのがちょっと違和感を覚えるところのご指摘であったと思います。ここの3ページにあります57万人を超えというのは実際の乗降客数がありまして、当委員会でも禁止地域に指定する場合については、いわゆる通行者数が多くて、啓発PR効果が高い地域というのが答申の中での提言ということもありまして、そのことにちょっと触れていたつもりです。文章的に

「にぎわいが期待される」、で既にあるというのはちょっとそぐいませんで、この3ページの方の「1日57万人を超え」の次をですね、元々提言いただいていたフレーズに置き換えさせていただいたらどうかなと思うんですけど、「1日57万人を超え、PR効果、啓発効果が高い地域である」という表現にご指摘を踏まえて事務局として修正させていただこうと思いますので、この点についてもご意見賜れたらありがたく存じます。あとは、一旦ここで、お返しさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○青木委員長

今の条例の趣旨については、よろしいですかね。中野委員。あとは、その副流煙という表現をどうするかというのは、また他の委員のご意見もお聞きしながらと思います。後は、賑わいのある地域は修正をされた方がいいでしょうね。そういう方向だと思います。あと中野委員のおっしゃった喫煙場所の表示もわかりやすくというのはどっか入れたらどうかということなんですかね。喫煙エリアの周知だけではなくてという。

○中野委員

そうですね。今回のことを考えますと。

○青木委員長

はい。上には4ページの一番上のところには外国人観光客等にもわかるようにという「容易」で「妥当」と書いてあるんですけども、これは喫煙禁止エリアの表示だと思うので喫煙場所についても工夫したらどうかというのがむしろ5番にどっかあったほうが良いということになりますかね。そこはちょっとまた表現を考えていただけますでしょうかね。

○西尾事業管理課長

わかりました。事務局で検討させていただくことで、趣旨を踏まえた上で文言を改定させていただこうと思いますのでよろしくお願いたします。

○青木委員長

それからのその他のところですかね。その前にある 5 番の最後で先ほどから藤田委員のところでも議論になっています。喫煙場所をその周囲の人に受動喫煙にならないようにしてほしいという点で今回強く求めるとしていただいておりますがその辺りはどうですかね。中野委員としては、喫煙場所を設けるんだったら、煙は出ないようにしてほしいという主旨での表現のようですけど。昨年度の答申はもう少し配慮がなされたものにすべきであるっていう表現だったので、表現が違うのかっていう、確かに少し強調されたということになっていますね。そこは他の皆さんの意見も聞きながらと思います。あと最後の連携につきましては、やはり連携が重要だろうという認識でございますでしょうか。

○西尾事業管理課長

この間、広聴事項の対応等におきましては健康局とも連携してますし、事務局ではございませんけれども、外国からとか、他都市からの来阪者に対する啓発なんかもういわゆる経済戦略局とも連携して、観光を担当する部署とも連携する中で、観光バスの乗降時にビラによる啓発活動を実施するといった取り組みをやっています。事務局を環境局が担当しており、環境局が路上喫煙対策の担当ラインを持っているわけなんですけども、そこだけですべてできるものではありませんので、この間も事務局として 4 局で担っています。個々具体の広聴対応でも特に健康局とは一緒に対応とかやっていますし、あと店先の前の歩道とかに灰皿がありましたら、道路を所管する部署とも連携をしています。やはりひとつの局だけでなく、一つのテーマに対しての改善策とか改善対応が求められる時にはいろんな局が連携して働きかけるという部分についてはやっていかなあかんという認識をし、様々な行政施策をやる中で指摘されているところですね。ここについて我々行政マンとしては連携した対応を常に市民の皆様方が求めているものという認識の下で、表記させていただくべきと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。では、小谷委員お願いします。

○小谷委員

まず語句の修正も一応指摘させていただいた方がよろしいのですかね。最後はまた修正案を稟議で回す、メールで回すか、委員長のご判断に一任差し上げることで良いかと思うんですけど。

まず 1 ページ目の一番下から二つ目の段落で「こうした中」のところですけど、「こうした中」で 2 行目にも「見込まれる中」とくるので、見込まれることに対し、とか認められることを見据えとかがいいんじゃないかと思います。それから 2 ページ目 2 段落目に一文だけなんですけど、「こうした審議を踏まえ、当委員会は、次のとおり答申する」なので、これを一番最後に持ってきて、次の「また」から始まるのがまた 3 行目に「また」がくるので、またまたとなるのでちょっとおかしいってというのがひとつですね。このまたの文章で「地元の住民や企業などの取り組み及び大阪市の政策から禁止地区指定に至っており」なんですけども、もう少し言葉を補足して、「企業の取り組み及び大阪市の施策の積み重ねにより禁止地区の指定に至っており」とかがいいのかなと思いました。これを受けてまとめてこうした審議を踏まえ、あるいはこういった意見を踏まえ次の通り答申するとして、2 以下に入るというのが適当な構成かなと思います。それから 2 ページ目の次に 2 のところの 2 段落目、さっき、中野委員からもご指摘があったと思いますが、一行目のところの中ほどですね、「これまでから」の「から」はいらなかなと思いました。それから 4 行目で、他にも出てくるんですけど「禁止地区に指定することで、つながると考える」でこの文章主語がないので、「禁止地区に指定することは、つながると考える」の方が読みやすいかなと。それから下の段落の所の「非常ににぎわいが期待される地域であり」、で次に「考える」なんですけど、ここも「地域であり、考える」と言うちょっと飛ぶので、上の方には「禁止地区に指定することで」に

なったんですけど、まさにここは、「ここに禁止地区に指定することで中之島の魅力がさらに高まるものとする」とすると読みやすいかなということ。3 ページ目の3 段落目、2025 年の所の段落ですが、2 行目の「中央区長堀通り地域」、「こども本の森」のところは「、」ではなくて、「及び」の方がいいかなということ。それから4 行目でここも前の行から「禁止地区に指定することで」ではなくて、「は」の方がここに主語を持ってくるほうがいいかなということですね。また4 ページ目2 行目ですが、これは趣味の問題かもしれませんが、「適切かつ妥当」は「妥当かつ適切」かと思いました。妥当の方が先かなと。あと5 の喫煙所についてのところに一行目で「既存の喫煙所を活用し新設」は、「し」だと「、」が来るかなと思うので、「して」にしたらどうかなということ、「喫煙所をそれぞれ活用するということであるが」というのが、ちょっと話し言葉調なので、「それぞれ活用する予定であるが」とかにした方がいいかなということですかね。それが最後5 ページ目のところなんですけども、これは、あの先ほど6 のところですね、中野委員からのご指摘もありましたが、まず条例の趣旨については、毎回多分答申でこの部分は繰り返すことになるのかなと思うので、あんまりいっぱい書くのもどうかなって思うんですけども、しっかり書くとすれば大阪市の条例が特に目的規定のところは市民等の安心・安全で快適な生活環境を確保することを目的とし、この中、度々他の答申でこのこういう意見があったことを踏まえてみたいな表記が出てくるので、多分条例を制定するにあたっての段階で答申なり、審議の中で多分この三点の観点というのが出てくると思いますので、その辺、根拠付けがあった方がよければ、その点をしっかりと説明をされる方がよろしいのかなと思いました。少なくとも条例の諮問に当り、この点を踏まえることが確認されていると。釈迦に説法ですけども、路上喫煙の防止に関する条例っていうのはそもそもが、こう言った条例、喫煙問題っていうのが出てきた時にやはり個々に吸うか吸わないかというのは個人個人のご判断ですので基本的には制限するものではないんだけど、やはり先ほど

ご説明があったように子供の目の高さとかでタバコがあるのがやはり危ないとかです。ね、そう言ったところを切り口にして条例を制定していくと言ったような背景があったかと思えます。最初の頃の条例の目的っていうのはやはりその観点に足場をおいてというのか、根拠にして条例を組み立てて行っているところかとは思いますが、2段落目のところで、一方でやはり時流が変化してきていて、先ほど私も少し申し上げましたけれども、やや喫煙については抑止的な傾向が強まっているというところがあるかと思えます。その点では、私はこの文章は非常に行政の立場としては客観的に公平な立場で事実に言及されている部分として重要なかなと思えました。ちょっと対比しているような格好になっておりますので、文章の修正なんですけど、「また一方で」というよりは、「その後、条例施行から10年が経過して大きく変化している」とかの方がより中和されるようになるかなと思っております。最後の3行も私としては必要であると考えておまして、今後ともそのやはり社会の状況を鑑みて政策というのが市民の方々の意見を最大限集約した結果としてあるべきだと思っておりますので、その点においては行政が関係部局、様々な担当部局が、おありだと思います。環境の観点もそうですし、また健康の観点もそうですし、あるいは商売とかそういった販売についても喫煙場所については様々などちらの影響もあると思えます。なので、その辺について配慮しながらベストが何なのかという政策を出していくのだということになるかと思っておりますので、この文章についても特に時宜にかなったものになるよというところがポイントになって書かれているのだと思っておりますので、この委員会でもそれを踏まえた議論がなされるべきですし、様々なご意見が皆様おありですのでまた議論を闊達にし、議論を深めていくことというのが重要かなと思っております。場合によってはもう少し喫煙をとすることを強くと言うのであれば最終的にはもしかしたら目的の改正とかです。ね、そういったことに踏み入るのかもしれないし、それも踏まえてですね、委員会で議論を深めていく中でそれを反映していけるよというとい

うことが重要であろうと考えております。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。今のご指摘の字句修正も含めてご検討いただきたいと思います。佐々木委員いかがでございますか。なにかございませんでしょうか。

○佐々木委員

いろいろと文章についてご指摘とかいろいろありまして、なるほどそういうことでと良くわかるのですが、私はもう本当に単純に路上喫煙防止条例が出来て、それがどの程度実施されているのか。ずいぶんと歩きたばこ、自転車に乗りながら吸っておられる、それが本当に多いです。各家庭においては、もちろん健康上の問題で、外で吸うとか、ベランダに吸いに行くとか皆それぞれ努力されて、やっていますけれども、一般の道路の上では当たり前のようにたばこを吸い、ポイ捨てし、歩いて自転車に乗ってたばこを吸っておられます。いろんな条例でこれが危ない、これがあれといろいろと載せてはいますが、それが本当にどの程度取り締まられているのか、それが私はちょっと不満というのですかね。私はたばこを手にとってみたことはないのですが、たばこ自体に歩きたばこはだめですよとかというようなものが載って、すぐに目に着くようなものがあればもう少し皆さん関心を持ってもらえるんじゃないかなと。たばこを吸う人にとってはどこで吸っても当たり前みたいなそんな感じで日頃過ごしておられる方がほとんどですけども、たばこを嫌いな者は本当に受動喫煙等大変辛い思いをしています。通りすがりでもすれ違っただけでも、たばこをその人が吸っていなくても、吸っている人はそれだけでも匂いがするほど私たちはその不安な思いをしています。大阪市でも条例を作り、こうしてああして手を尽くして頂いてはいますが、それがどの程度本当に実現できているのかっていう事がね、もうちょっと知りたいなと思いました。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。第1回目の時も、幅広いそういうご意見もありまして、その指定区域外での全体的な啓発も含めて今後も取り組んでいただくということで。今後のこの新しい答申とは別にですね、この委員会でもいろいろご意見をいただきたいという継続的なご意見だと思います。他よろしいですか。さらに追加でご発言等ございませんでしょうか。よろしいですか。

答申について、色々と貴重なご意見をたくさんいただきました。方向としては、新たに指定区域とするのが適切だということを前提にしまして、今日いただきました様々な点に関するご意見を答申書にも反映しまして、再度、新しい修正案も各委員の皆さんにも見ていただいた上で、最終、私の方と事務局で取りまとめをすることでご了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、答申書につきましても本委員会としては、「適切」であるという答申のもと、理由につきましては、字句修正等、委員長と事務局の方とで調整し、最終、委員の皆さんにもご確認いただくということで取りまとめをさせていただきたいと思います。熱心なご審議ありがとうございました。他に何かこの機会にということとはございますでしょうか。事務局の方もよろしいですか。

はい、それでは本日の重要な議題であります、諮問に関する答申につきましては、一通りの議論をいただきましてありがとうございました。短期間で、3回もお集まりいただきまして、特に今日は年末ですが、忙しい中、ありがとうございました。それでは引き続きこの委員会でも最終の取りまとめに向けて作業していきたいとよくお願いいたします。では事務局の方にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○事務局（中野課長代理）

ありがとうございます。以上をもちまして、第35回大阪市路上喫煙対策委員会を

終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。